

国保だより

平成26年3月31日

第27号

発行 飯山市 民生部

掲載内容

掲載内容	掲載ページ
制度改正等について	・・・ 1
24年度決算状況	・・・ 2
国保税、医療費の状況	・・・ 3
医療費、ジェネリック医薬品のお知らせ	・・・ 4
保険給付、保険税の内容など	・・・ 5～6

国保加入状況

平成26年2月28日現在

	市全体	国保加入者	加入率
世帯数	8,129戸	3,466戸	42.64%
人口	23,059人	6,168人	26.75%

70歳以上の窓口負担割合が改定されます（4月から）

70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることとなりました。

見直しに当たっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されることとなりました。

○ 平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方 （誕生日が昭和19年4月2日以降の方）

- 70歳の誕生月の翌月（ただし、各月1日が誕生日の方はその月）の診療から、窓口負担が**2割**になります。
（例えば、平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。）
- ※ 一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。
- なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

○ 平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方 （誕生日が昭和19年4月1日までの方）

- 平成26年4月以降も医療費の窓口負担は**1割のまま**変わりません。
（平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、これまでの3割負担から1割負担になります。）
- ※ 一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。
- 窓口負担の毎月の負担上限額も変わりません。

人間ドック補助金を増額します（4月受診分から）

- 平成26年4月受診分から日帰り、一泊二日それぞれ補助金額を5千円ずつ増額します。
- 35歳以上の方が対象です。（国保税が未納の方は申請できません）
- 平成26年4月から補助金申請方法に事前申請方式が加わります。この方法は医療機関にドック予約後、事前に市役所の窓口で受診券の発行を受けてからドックを受診するというもので、医療機関への支払は補助金を差し引いた額となり、事前にご用意いただく資金が少なくて済みます。ご利用ください。
- 事前申請方式を取扱う医療機関・・・ 飯山赤十字病院、北信総合病院、長野市民病院、新生病院、長野中央病院
- なお、ドック受診後に補助金申請手続きを行なう事後申請方式もこれまでどおりお取扱いします。事後申請の場合は「受診結果の情報」をご提供いただくことが必要です

補助金額	日帰りドック	一泊二日ドック
	20,000円	25,000円
満年齢が35、40、45、50、55、60、65、70歳の方は30,000円(注)		

(注)30,000円補助の対象となるのは、平成26年度中に上記の年齢に達する方（平成26年4月2日～27年4月1日に上記満年齢になる方）が、平成26年4月1日～27年3月31日までにドックを受診した場合です。

※75歳以上の方の人間ドック補助(15,000円)は、保健福祉課 健康増進係への申請になります。

国民健康保険について

わが国は、国民の全てがいずれかの医療保険に加入する皆保険体制となっており、大別すると地域保険と職域保険の2つに分類されます。

国民健康保険は地域保険に該当し、市町村が保険者となって医療保険を運営しており、病気やけがをしたときに医療費を少しでも軽減するため、加入者の皆さんが、普段からお金を出し合って医療費に充てている助け合いの制度です。

このたび、国保の財政と医療費等の統計がまとまりましたのでお伝えします。一人ひとりの健康生活の一助としてください。



24年度決算の状況

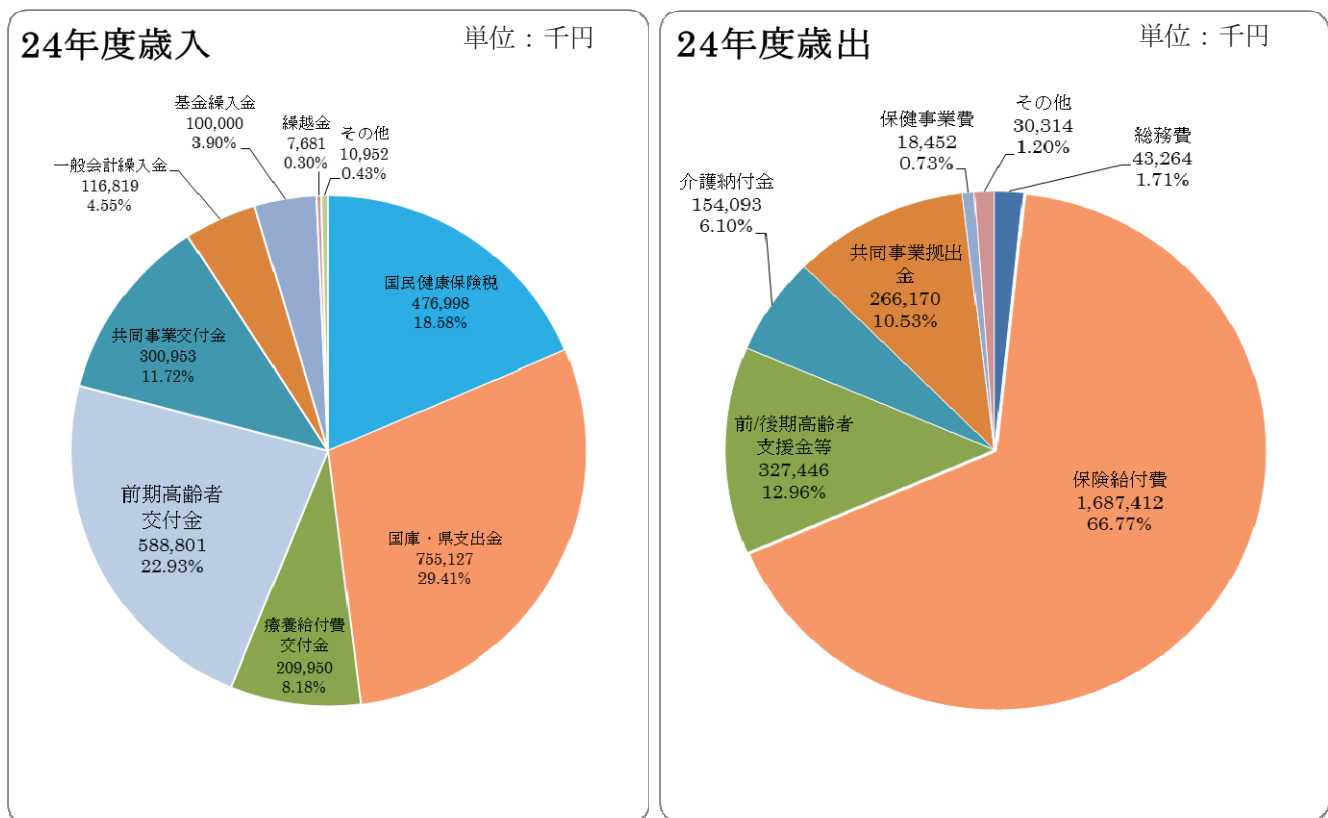
下の二つの円グラフは飯山市国保の平成24年度の歳入と歳出を表しています。

歳入面では、私たちが納める国保税が全体の約2割、国と県の補助等が約3割を占めています。

歳出面をみると医療費等の支払いとなる保険給付費が全体の66.77%、後期高齢者支援金・介護納付金等で19.06%となっています。後期高齢者支援金や介護納付金は、国保や健保など全ての保険者がお金を出し合って、後期高齢者医療や介護保険をまかなう制度です。

一人ひとりが健康や医療に関心を持ち、できる範囲で健康づくりに励み、病気にならないように心掛けることが大事です。

病気やケガをしたとき何の心配もなくお医者さんにかかれるのは、皆さんの国保税あってこそです。国保税を納めない人がいると、加入者間の公平を欠き、国保財政が苦しくなり事業運営が困難になります。国保税は必ず期日までに納めましょう。

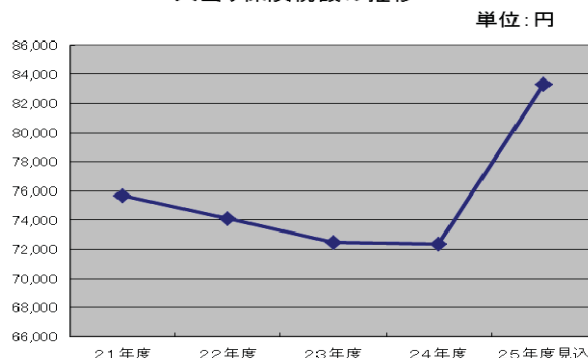


一人当たりの国保税の状況

医療費と国保税はバランスが取れていなければなりません。全国的にみると長期に渡る不景気で国保税の収入が伸び悩み、医療費の上昇に追いつかない事態に陥っている保険者が数多くあります。

本市も同様の状況でありましたが、平成25年度に値上げに踏み切りました。これにより、平成25年度の一人当たりの保険税額は20%程度の増加が見込まれています。

一人当たり保険税額の推移

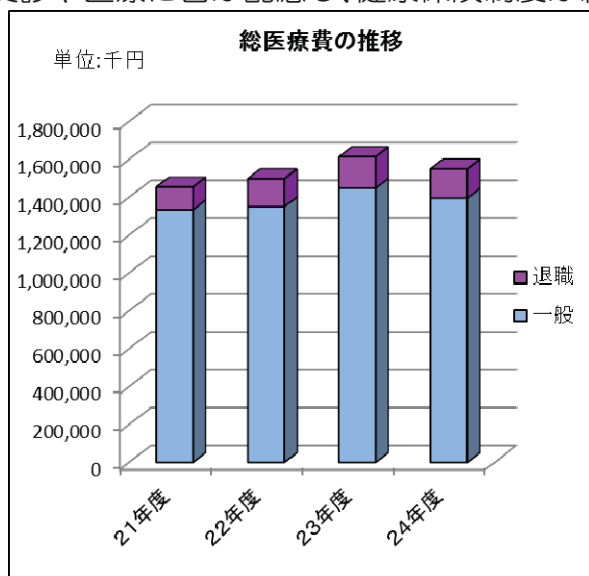


一人当たりの医療費の状況

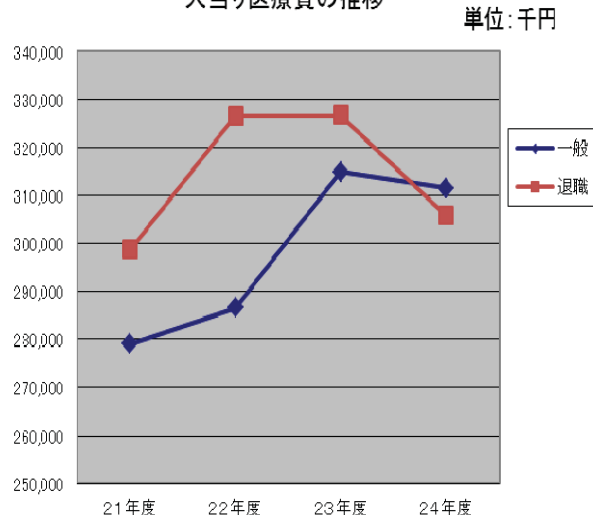
平成24年度1人当たりの医療費は平成23年度と比較すると多少減少しましたが、ここ数年の推移をみると依然増加傾向にあることがうかがえます。

県内77市町村の中での当市の医療費の順位は高い方から数えて33位、県内19市の中では9位で、ほぼ平均的なところに位置しています。

医療費が増える要因については、医療技術の高度化などがあげられますが、何と云っても「高齢化」が一番大きな要因です。高齢化は、日本全体の流れでもあり、飯山市だけの問題ではありません。しかし、今後さらに進展が予想される超高齢社会に備えて、今以上に適正な受診や医療に皆が配慮し、健康保険制度が維持発展できるように努めなければなりません。



一人当たり医療費の推移



—おしらせ—

市のケーブルテレビ・i ネット飯山では「健康チャンネル」はじめ皆様の健康管理に役立つ番組をお送りしています。ぜひご覧ください。

「健康チャンネル」放送時間 〔毎日〕 8:30～、11:30～、15:00～、16:30～、19:00～
22:00～ (土曜日は 22:00～の放送は休)

活用ください！ “医療費のお知らせ”

昨年、4～6月受診（調剤）分の医療費と7～9月受診（調剤）分の医療費のお知らせをそれぞれ9月下旬と12月下旬に発送しました。内容をご確認いただけたでしょうか。

今年も昨年同様にお知らせをお送りする予定ですので是非、ご活用ください。



Q 医療費のお知らせは、何のために送られてくるの？

(1) 健康や医療に対する理解を深めていただくため

まず、みなさま方に健康や医療に対する理解を深めていただくことを第一の目的としています。

医療費のお知らせをご覧になると、新たにかかった病気はないのか、健康状態が維持できているのか、病状は悪化していないのかなど、ご自身の健康状態を確認することができます。

みなさまの健康管理や医療費の管理に、医療費のお知らせをご活用ください！

(2) 医療保険財政の健全な運営が実現できるよう期待

みなさま方が自らの健康状態を管理し維持できるよう努めていただくことで、医療費の増加が抑えられるなど医療保険財政の健全な運営が実現し、保険料の上昇抑制が期待できます。

(3) 医療機関等からの医療費請求の確かめ

本人自身が受診したのか、診療日数に誤りはないかなど、こちらでは確認できない部分について適正に請求されているかどうかをみなさま方の目でお確かめいただくことも、目的の一つです。

なお、医療費のお知らせは再発行しておりませんので、失くさない様保管ください。

活用ください！ “ジェネリック医薬品に関するお知らせ”

今年の1月下旬に平成25年10月調剤分の“ジェネリック医薬品に関するお知らせ”をお送りしました。（対象になった方は522人でした。）

これは患者負担の軽減と国民健康保険医療費の削減に結びつけることを目標に、国民健康保険の加入者でジェネリック医薬品へ切り替えることにより、自己負担額の削減を期待できる方に対しお知らせするものです。

今年度は平成26年4月調剤分を7月下旬に、平成26年10月調剤分を平成27年1月下旬にそれぞれお知らせする予定ですので、お知らせが届いた方は是非ご活用ください。



Q ジェネリックに関するお知らせとはどういうものですか？

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」は、現在、服用している先発医薬品（新薬）からジェネリック医薬品に切替えた場合、薬代の自己負担額がどのくらい軽減できるのかを試算した内容になります。

通知書を受け取られた方は、切替えの参考としてご活用ください。

ただし、本通知はジェネリック医薬品への変更を強要するものではありません。

○通知の対象となる方

薬の処方を受けている方で、ジェネリック医薬品（後発医薬品）へ切り替えることにより、薬代の自己負担額を軽減できると見込まれる方。

※すべての国民健康保険加入者に通知が届くわけではありません。

○ジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替える際の注意点

- ・主治医や調剤薬局の薬剤師と十分にご相談ください。
- ・医師の判断によりジェネリック医薬品が処方されない場合があります。
- ・在庫が薬局にない場合には、お薬の用意をするのに時間がかかってしまうときもあります。

国民健康保険の給付について

国民健康保険では、被保険者証を提示して医療機関に受診すれば、自己負担は費用額の1～3割となりますが、これ以外にも様々な給付があります。



① 医療費が高額になったとき（高額療養費）

1か月の医療費の自己負担が、下の表を超えた場合支給されます（保険診療分の支払い金額のみが対象です）。

- 70歳未満の方の自己負担限度額（計算対象となるのは、21,000円/月/人を超えた支払いのみ）

所得区分	住民税非課税世帯	住民税課税世帯 （一般世帯）	住民税課税世帯 （上位所得世帯）
1～3回目	35,400円	80,100円 + (医療費総額-267,000円)×1%	150,000円 + (医療費総額-500,000円)×1%
4回目以降	24,600円	44,400円	83,400円

- 70歳以上の方の自己負担限度額

所得区分	住民税非課税者		住民税課税者	現役並み所得者
	低所得Ⅰ	低所得Ⅱ		
外来（個人単位）	8,000円		12,000円	44,400円
外来+入院（世帯単位）	15,000円	24,600円	44,400円	80,100円 + (医療費総額-267,000円)×1%

- 申請手続きの流れ

「領収書」「印鑑」「振込先の通帳」「保険証」「本人確認できるもの」をお持ちのうえ市役所へ手続きにお越しください。審査後、限度額を超えている額を高額療養費として支給します。

② 窓口で支払う医療費負担が軽減されます。（限度額適用認定証）

- 70歳未満の方は、この手続きすることで医療機関などからの請求額が、自己負担限度額までとなります。（多額なお金を用意し、一時的に立て替えずに済みます）
- 国民健康保険税の滞納があったり、所得の申告がない場合には、この制度は利用できません。
- 70歳以上の場合、高齢受給者証を提示すれば限度額以上の請求がないので、認定証は不要です。（非課税世帯は限度額の減額が受けられるので、申請可能です。ご相談ください）

- 申請手続き等の流れ

「保険証」「印鑑」「本人確認できるもの」をお持ちのうえ市役所で手続きし、認定証の交付を受ける。



認定証と保険証を医療機関・調剤薬局に提示して、限度額内を支払う（限度額は上記①の表を参照）



③ 療養費の支給

次のような場合は、申請手続きにより負担額の7～9割分が給付されます。

- **保険証を持たずに診療を受けた時** 必要なもの → 「診療内容の明細書」「領収書」
- **コルセットなどの補装具を購入した時** 必要なもの → 「医師の診断書か意見書」
「領収書（購入品目・単価等のわかるもの）」
- **はり・きゅう、マッサージなどの施術** 必要なもの → 「医師の同意書」「明細がわかる領収書」

- 申請手続きの流れ

「印鑑」「振込先の通帳」「保険証」「本人確認できるもの」の他、各事項の必要なものをお持ちのうえ市役所へ手続きにお越しください。自己負担分を除いた額（負担額の7～9割）を療養費として、お返しします。

（注）審査により、支給対象額が減額となる場合があります。また例示した内容は主なもののみですので、詳細についてはお問い合わせください。

国民健康保険税について



平成26年度の国民健康保険税は、次表により算定します。

次表1～3ごとに計算したものを世帯で合計して1年度間の年税額を算出し、皆さんに納めていただきます。納入通知書は7月中旬にお届けする予定です（納期は7月～翌年3月までの9期になります）。

1. 医療保険分

①所得割～④平等割を世帯で合計したものが年額となります。

①所得割	(前年中の総所得額－33万円)×6.0%
②資産割	加入者名義の本年度の固定資産税額×23.3%
③均等割	世帯の加入者数×16,100円
④平等割	一世帯あたり16,800円
賦課限度額	51万円

2. 後期高齢者支援金分

①所得割～④平等割を世帯で合計したものが年額となります。

①所得割	(前年中の総所得額－33万円)×2.9%
②資産割	加入者名義の本年度の固定資産税額×11.7%
③均等割	世帯の加入者数×8,000円
④平等割	一世帯あたり8,500円
賦課限度額	16万円

3. 介護保険分

国保加入者で40～64歳※(介護保険の第2号被保険者)の方のみが納めます。

①所得割	(第2号被保険者の前年中の総所得額－33万円)×2.2%
②資産割	2号被保険者名義の本年度の固定資産税額×5.3%
③均等割	2号被保険者の人数×6,800円
④平等割	2号被保険者がいる世帯あたり5,800円
賦課限度額	14万円

※40歳の誕生日から65歳の誕生日前月までの間

◎非自発的失業の負担軽減について

平成22年度から、本人の責任によらない理由(倒産・解雇・雇い止め)で離職した方は、届出により国保に関する負担の一部が軽減される場合があります。平成21年3月31日以降の離職が対象です。
～詳しくは税務課へお問合せください～

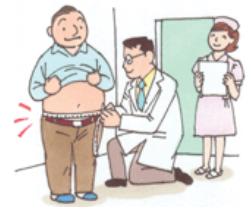
特定健診を受診しましょう

飯山市では年々増加する医療費を抑えるために、病気の予防・早期発見・早期治療に重点を置いて事業を進めています。平成25年度から市の特定健診の健診料金が**無料**となりました。

(今年度の日程は市から全戸配布される健康カレンダーでご確認ください。)

昨年受診していただいていた方はもちろん、今まで受診しなかった方も是非受診しましょう。また、人間ドックの受診にも補助がありますのでご活用ください。

重要なことは、健診受診後の結果に基づいて日頃の生活習慣を振り返ることです。健診結果から体の状態を読み取り、食生活の改善やこまめに体を動かす等病気の予防に努めましょう。



交通事故にあったら届出を!

交通事故など第三者の不法行為によるケガなどの治療を国保で受ける場合は、必ず市役所に届出てください。届出なしに加害者から治療費を受け取ったり、示談したりすると、国保が使えなくなる場合がありますので、ご注意ください。



国民健康保険に関するお問い合わせは、市役所市民環境課 国保年金係まで。

TEL 62-3111(内 153,154) E-mail shiminkankyo@city.iiyama.nagano.jp